

## 愛知地方最低賃金審議会

### 第2回 愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年9月14日(月) 午後1時30分～午後2時20分
- 2 場 所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名
- 4 議 題
  - (1) 令和2年度 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
  - (2) その他
- 5 議事要旨
  - (1) 労働者側委員から「自動車総連の企業内最低賃金結果から、正規及び非正規を含めた平均賃金引上げ額が、中小企業やコロナの影響が考えられる4月以降を分析してもプラス8円である。航空機は最低賃金は1000円以上で締結しており、コロナ禍でも製造業はすごく厳しいとは考えられず、プラス8円としたい。」との意見提示があった。
  - (2) 使用者側委員から「新型コロナの感染拡大で大変厳しい状況と捉えている。この産業は世界が相手であり、コロナの影響が世界的に拡大しており、また国内も落ち着いていない。自動車が一部上向いているとの話もあるが、裾野が広く20人以下の企業も多く、雇用の維持に懸命に努めている状況であり、引き上げる状況にはない。」との意見提示があった。
  - (3) 結果、労使双方の意見に8円の開きがあるため、継続審議となった。
- 6 配付資料  
(事務局提出資料)  
愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金引き上げに伴う影響  
(令和2年最低賃金に関する実態調査結果より作成)



愛知地方最低賃金審議会  
第2回 愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会

日時 令和2年9月14日(月)午後1時30分から  
場所 名古屋合同庁舎2号館 3階共用中会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

次回 第3回 10月2日(金) 午前10時30分から 3階 共用中会議室
--

# 資 料 目 次

資料 No.

- 1 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金引き上げに伴う影響  
(令和2年最低賃金に関する実態調査結果より作成)

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金  
引き上げに伴う影響

時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	影響率(%)	影響労働者数	対地賃比(%) (927円)
955	—	—	(未満率 9.42) 13.54	4,618	103.02
956	1	0.11	13.54	4,618	103.13
957	2	0.21	13.54	4,618	103.24
958	3	0.32	13.54	4,618	103.34
959	4	0.43	14.41	4,913	103.45
960	5	0.53	14.58	4,972	103.56
961	6	0.64	14.58	4,972	103.67
962	7	0.75	14.58	4,972	103.78
963	8	0.85	14.58	4,972	103.88
964	9	0.96	14.58	4,972	103.99
965	10	1.07	14.58	4,972	104.10
966	11	1.18	14.58	4,972	104.21
967	12	1.28	14.58	4,972	104.31
968	13	1.39	14.58	4,972	104.42
969	14	1.50	14.58	4,972	104.53
970	15	1.60	15.50	5,284	104.64
971	16	1.71	15.50	5,284	104.75
972	17	1.82	15.50	5,284	104.85
973	18	1.92	15.50	5,284	104.96
974	19	2.03	15.67	5,343	105.07
975	20	2.14	15.67	5,343	105.18
976	21	2.24	15.67	5,343	105.29
977	22	2.35	16.19	5,520	105.39
978	23	2.46	16.19	5,520	105.50
979	24	2.56	16.19	5,520	105.61
980	25	2.67	16.41	5,596	105.72
981	26	2.78	16.95	5,781	105.83
982	27	2.88	16.95	5,781	105.93
983	28	2.99	16.95	5,781	106.04
984	29	3.10	16.95	5,781	106.15
985	30	3.21	16.95	5,781	106.26

使側

労側

※「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合。

